

第2章 「菅田庵」の概要

1. 「菅田庵」の指定の経緯と理由

「菅田庵」は、史跡及び名勝に、また指定地内に在る建造物「菅田庵及び向月亭 附 御風呂屋」は、重要文化財の指定を受けているが、経過は次のとおりである。

1) 指定の経緯

・国指定（史跡及び名勝）菅田庵

指定年月日 昭和3(1928)年2月7日(史蹟名勝天然紀念物保存法に基づき指定)

内務省告示 第20号

指定面積 3,421.54 m² (註 平成28年度の測量では、約3,828 m²。)

・国指定（重要文化財）菅田庵及び向月亭 附 御風呂屋

指定年月日 昭和16(1941)年5月8日(国宝保存法に基づき国宝に指定)

文部省告示 第636号

※昭和25年に、文化財保護法に基づく経過規定により重要文化財となる。

記載事項変更 昭和55(1980)年1月26日 名称、員数、構造及び形式の変更

文部省告示 第10号

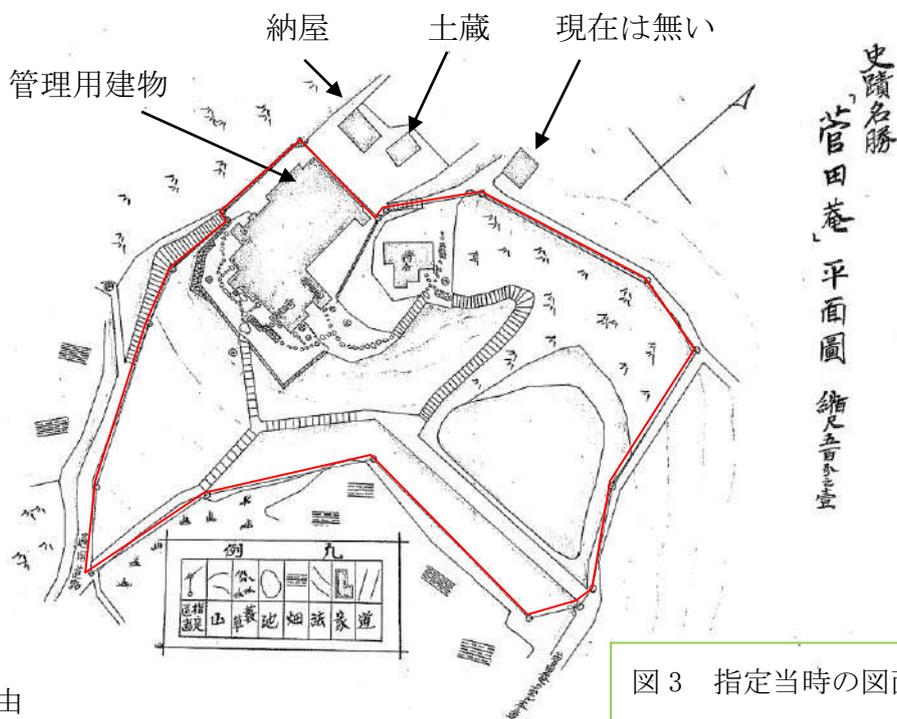


図3 指定当時の図面

2) 指定理由

「菅田庵」の史跡及び名勝指定は、次の事項が該当することによる。

大正9(1920)年1月28日 内務大臣決定「史蹟名勝天然紀念物保存要目」

○史蹟

八、 由緒ある旧宅、苑池、井泉、樹石の類

○名勝

一、 著名なる公園及庭園

その後、文化財保護法の制定に伴い指定基準も改訂され、以下が該当することになった。

「特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準（昭和26(1951)年5月10日 文化財保護委員会告示第2号）に述べる「史跡 左に掲げるもののうち我が国の歴史の正しい理解のために欠くことができず、かつ、その遺跡の規模、遺構、出土遺物等において学術上価値のあるもの」のうち、「旧宅、園池その他特に由緒のある地域の類」であること。

また、「名勝 左に掲げるもののうち我が国の優れた国土美として欠くことのできないものであって、その自然的なものにおいては、風致景観の優秀なもの、名所的あるいは学術的価値の高いもの、また人文的なものにおいては、芸術的あるいは学術的価値の高いもの」のうち、「公園、庭園」であることによる。

さらに、指定時の説明には、次のような内容が示されている。

「寛政^(註)四年有澤弑善藩主松平治郷(不昧)ノ好ニヨリ其ノ山莊ノ臺地ニ營ミシモノニシテ庵ハ丘溪ニ倚リ眺望豊ナリ又樹木ニ富ミ亭前ニハ瀟洒タル砂庭ヲ作り幽邃ナル境地ニ茶室ヲ構フ」

(註) 文化庁のデータベースでは、享保になっているが寛政が正しい。

3) 指定範囲

「菅田庵」の史跡及び名勝指定の範囲は、図2及び図3に示すとおりで、土地の所有状況は、全て個人所有地である。

2. 「菅田庵」の概要

1) 「菅田庵」の立地環境（図1参照）

松江市は、山陰地方のほぼ中央、島根県東部に位置する。北は日本海に面し、東に中海、西に宍道湖が広がり、南には中国山地に向かって丘陵が延びる。松江の市街地は、中海と宍道湖を結ぶ大橋川兩岸の沖積平野に広がる。

「菅田庵」は、市街地の北部の丘陵上の城下町を俯瞰する位置に立地している。この丘陵は、松江松平家の初代藩主、松平直政が家老有澤織部直玄なおほるに与えた場所であり、風光明媚な松江城下町の北辺にあたる。現在この丘陵は、市街化調整区域に指定されているため、周辺環境は静寂な状態で維持されている。その周囲は、第一種低層住宅専用地域にも指定され、取り巻くように低層住宅が広がっている。

2) 創建と沿革

○出雲地方の茶の湯の文化と松平治郷(不昧)

出雲地方では、抹茶や煎茶を和菓子とともに楽しむ茶の湯の文化が、現在でも広く一般的に継承されている。この茶の湯の文化を根付かせたのが、松江藩松平家7代藩主治郷(不昧)である。松平治郷(不昧)の生涯については、表2に略年譜として示す。

表2

松平不昧略年譜 (網掛けは菅田庵を建てたと考えられる時期)

帰国回数	年号	西暦	月日	年齢	事績	備考
	宝暦元年	1751	2月14日	1歳	江戸赤坂邸に生まる	現在、衆・参両院議長公邸敷地
	宝暦3年	1753	11月23日	3歳	弟 衍親(雪川・瓢庵)生まる	
	不詳				幼少の頃、雲州茶道頭 正井道有に就いて茶道を学ぶ	
	宝暦11年	1761		11歳	この頃 茶の湯を有澤能登式道に習う	出典:「生誕二百五十年 不昧公とその周辺」による
	明和元年	1764	12月21日	14歳	10代将軍家治の前で元服礼を行う	このとき将軍から「治」の一字を賜い、治好と称す
					この頃 延享の改革(御趣向の改革)の挫折	「延享の改革」の内容は、親政の実施と、新たな人材集団によるアイデア・企画の発案によって、金融と殖産興業政策を実施することにあつた。しかし、相次ぐ凶作、幕府の公役による財政支出と殖産興業への財政投資が重なり、「出羽様破滅」と噂される緊急事態に陥つて、改革は挫折 宗衍の引退を決意させた。出典:増補改訂版「松江藩の財政危機を救え」による
1	明和3年	1766	8月8日発、8月28日着	16歳	江戸発 ⇒ 松江着	
	明和3年	1766	11月5日～11月10日		初入国、初の国内巡視	
	明和4年	1767	2月9日発、3月1日着	17歳	松江発 ⇒ 江戸着	
	明和4年	1767	12月1日	17歳	将軍に拝謁し、襲封する	
	明和4年	1767		17歳	明和の改革(御立派の改革)を実施	けちねん(民間の借金を反故にする)の実施、職務併任等による人員削減の実施 この時、蓄財はゼロ、借金は藩財政の4倍(49万両) 出典:増補改訂版「松江藩の財政危機を救え」による
	明和5年	1768		18歳	石州流三世 伊佐幸琢を師として初めて正式に茶道を学ぶ	
	不詳				荒井一掌に就いて三齋流を学ぶ、家臣に荒井一掌の三齋流を学ばせる	
	明和6年	1769		19歳	初めて禅学を大嶺和尚に学ぶ	不昧の号は、大嶺が授ける
2	明和6年	1769	10月12日発、11月13日着	19歳	江戸発 ⇒ 松江着 国侯として初入国	
	明和7年	1770	8月13日発、9月4日着	20歳	松江発 ⇒ 江戸着	
	明和7年	1770	9月7日	20歳	「贅言」を著す	
	明和7年	1770	11月20日	20歳	三世伊佐幸琢より真台子を受ける	
3	明和8年	1771	4月29日発、5月23日着	21歳	江戸発 ⇒ 松江着	
	安永元年	1772	3月13日発、4月4日着	22歳	松江発 ⇒ 江戸着	
	安永2年	1773	4月24日発、5月14日着	23歳	江戸発 ⇒ 松江着	
4				23歳	初めて津田村に人参畑を作る	
	安永3年	1774	3月14日発、4月4日着	24歳	松江発 ⇒ 江戸着	
	安永4年	1775	12月9日	24歳	仙台侯松平宗村女を娶る	
	安永4年	1775		24歳	伏見屋より伯庵茶碗を500両で求める	
5	安永4年	1775	4月22日発、5月14日着	25歳	江戸発 ⇒ 松江着	
	安永5年	1776	10月22日発、11月13日着	26歳	松江発 ⇒ 江戸着	
6	安永6年	1777	4月20日発、5月15日着	27歳	江戸発 ⇒ 松江着	
	安永7年	1778	3月14日発、4月5日着	28歳	松江発 ⇒ 江戸着	
7	安永8年	1779	4月28日発、5月19日着	29歳	江戸発 ⇒ 松江着 明々庵を建てる	
	安永9年	1780	9月9日発、10月1日着	30歳	松江発 ⇒ 江戸着	布志名焼、藩窯となる
8	天明元年	1781	4月25日発、5月18日着	31歳	江戸発 ⇒ 松江着	
	天明2年	1782	3月14日発、4月5日着	32歳	松江発 ⇒ 江戸着	
	天明2年	1782	10月4日	32歳	父 宗衍没	

9	天明3年	1783	1月19日発、2月10日着	33歳	江戸発 → 松江着	
	天明3年	1783		33歳	油屋肩衝を1500両で入手	
	天明4年	1784	3月14日発、4月5日着	34歳	松江発 → 江戸着	
	天明4年	1784	11月21日	34歳	播磨姫路藩主酒井宗雅に台子を伝授する	
10	天明5年	1785	1月19日発、2月9日着	35歳	江戸発 → 松江着	
	天明5年	1785		35歳	佐陀川の開削に着手	
	天明6年	1786	3月14日発、4月6日着	36歳	松江発 → 江戸着	
11	天明7年	1787	5月9日発、5月29日着	37歳	江戸発 → 松江着	弟 衍親同伴
	天明7年	1787	春	37歳	「古今名物類聚」の序を草す 「茶事覚書」を著す	
	天明7年	1787		37歳	佐陀川の開削が完成	この治水事業により 最短距離で藩米の輸送が可能となる
	天明8年	1788	9月2日発、9月25日着	38歳	松江発 → 江戸着	
12	寛政元年	1789	4月25日発、5月16日着	39歳	江戸発 → 松江着	弟 衍親同伴
	寛政元年	1789		39歳	「古今名物類聚」第1回出版	
	寛政2年	1790	3月15日発、4月5日着	40歳	松江発 → 江戸着	弟 衍親同伴
	寛政3年	1791	9月6日	41歳	世子 斉恒生まれる	
13	寛政3年	1791	11月5日発、11月25日着	41歳	江戸発 → 松江着	弟 衍親同伴
	寛政3年	1791	12月25日	41歳	「古今名物類聚」第2回出版	
	寛政4年	1792	9月18日発、10月10日着	42歳	松江発 → 江戸着	弟 衍親同伴
14	寛政5年	1793	5月9日発、5月29日着	43歳	江戸発 → 松江着	
	寛政6年	1794	3月5日発、3月26日着	44歳	松江発 → 江戸着	
	寛政6年	1794		44歳	「古今名物類聚」第3回出版	
15	寛政7年	1795	4月22日発、5月16日着	45歳	江戸発 → 松江着	弟 衍親同伴
	寛政9年	1797	3月11日発	47歳	松江発	浮腫のため安来より帰城
	寛政9年	1797	夏	47歳	「古今名物類聚」第4回出版完結	
	寛政9年	1797	10月18日発、11月15日着	47歳	松江発 → 江戸着	
16	寛政11年	1799	9月21日発、10月14日着	49歳	江戸発 → 松江着	
	寛政12年	1800	3月12日発、4月6日着	50歳	松江発 → 江戸着	
	享和元年	1801	3月5日	51歳	藩米輸送のため御手船 2艘を建造	
	享和元年	1801		51歳	この年 孤蓬庵の忘筌席・山雲茶席を再建	
17	享和元年	1801	5月1日発、5月26日着	51歳	江戸発 → 松江着 楽山窯再興	普門院内に観月庵を建つ(時の住職 恵海法印の建立と伝わる)
	享和2年	1802	2月14日発、3月18日着	52歳	松江発 → 江戸着	
18	享和3年	1803	4月27日発、5月27日着	53歳	江戸発 → 松江着	
	享和3年	1803	6月24日	53歳	弟 衍親没	
	文化元年	1804	2月24日発、3月21日着	54歳	松江発 → 江戸着	
19	文化元年	1804		54歳	園悟墨蹟を千両で祥雲寺より求める	
	文化元年	1804	11月21日 11月23日	54歳	世子将軍に拝謁、世子元服	将軍の名一字を賜り 世子は斉恒と称す
	文化2年	1805	4月21日発、5月13日着	55歳	江戸発 → 松江着	
	文化2年	1806	10月1日発、10月26日着	55歳	松江発 → 江戸着	
20	文化3年	1806	3月13日	56歳	大崎下邸に隠居し 不昧と号す	
	文化5年	1808	1月21日発、2月27日着	58歳	江戸発 → 松江着	玉造入湯のため
	文化5年	1808	5月15日発、6月12日着	58歳	松江発→江戸大崎着	
	文化8年	1811		61歳	人参方を設置	
	文化9年	1812	10月	62歳	京都大圓庵及茶室起工	
21	文化10年	1813		63歳	この頃 人参方役所 製造場 洗い場を集めて新築	製品出荷までの一貫した作業工程が確立
	文化12年	1815		65歳	この頃 人参の外国売りを開始	
	文化13年	1816	8月21日発、9月17日着	66歳	江戸発 → 松江着	玉造入湯のため
	文化14年	1817		67歳	京都大圓庵塔頭及庭園竣工	
	文化14年	1817	1月13日発、3月12日着	67歳	松江発→江戸大崎着	
	文政元年	1818	4月24日	68歳	逝去	この頃の藩財政は 借金が約2/5の20万両に減じ 蓄財は10万両余り この後 23年をかけた借金はずれ 出典:増補改訂版「松江藩の財政危機を救え」による

出典:「松平不昧伝」松平家編輯部編集 大正6(1917)年4月を主な出典として、以下の図録と文献を参考にした。「生誕二百五十年 不昧公とその周辺」出雲市立出雲文化伝承館 開館10周年記念特別展 平成13(2001)年9月 増補改訂版「松江藩の財政危機を救え」乾隆明著 松江市ふるさと文庫 3 平成23(2011)年12月 松江市教育委員会 「雲州松江の歴史をひもとく - 松江歴史館展示案内」松江歴史館 平成23(2011)年3月

松平治郷(不昧)は、宝暦元(1751)年に江戸赤坂の松江藩邸(現衆・参両院議長公邸)に生まれた。「松平不昧伝」(註1)によると、治郷(不昧)は、幼少より英明であったが腕白で、愷気もあったため、重臣近習が心配し、精神がよく静まるよう禅道や茶道を学ぶ

ことを奨めた。治郷(不昧)はそれらを深く極め、その気性は、成長とともに適度に収まったとしている。藩主を襲封したのは、明和4(1767)年17歳の時であるが、この治郷(不昧)が、正式に茶道の師についたのは、翌年の明和5(1768)年18歳の時で、石州流茶道を三世伊佐幸琢に学んでいる。その2年後の20歳の時には、既に「贅言」^{むだごと}を著し茶道文化に関する自らの考え方を示し、その中で、究極において利休の茶を根本として捉え、当時、遊興化や形骸化していた茶道を批判している。

当時の松江藩は、父の代から引き続き極度の財政危機に瀕しており、巷に松江藩滅亡の噂が流れたほどで、そのため、治郷(不昧)は、父宗衍^{むねのぶ}の財政再建策を継いで、より発展させた藩政改革を進め、厳しい儉約令と朝鮮人参、楮^{こうぞ}、櫨^{はげ}などを栽培し商品化することで、財政危機を脱した上、蓄財にも成功した。晩年は、多くの茶道具を蒐集するだけでなく、それらの研究と保護を行い、「古今名物類聚」「雲州蔵帳」「瀬戸陶器濫觴」などの多くの著作を著した。また、藩内の陶芸(楽山焼・布志名焼)や漆工(小島漆壺斎)、木工(小林如泥)など多くの名工を育てるなど、地元の工芸美術の振興だけでなく、和菓子の文化の普及など産業の発展への貢献は大きく、茶道を通して芸術・文化・産業発展の基礎を築いた。

治郷(不昧)は、多くの禅僧に学び、「未央庵、宗納、一閑子、一々斎、不昧」など多くの号を授けられたが、文化3(1806)年56歳で隠居した後は、文政元(1818)年68歳で死去するまで、不昧と号した。

不昧が計画や建設に大きく関わった茶室は、安永8(1779)年29歳のとき、家老有澤家上屋敷内の「明々庵」(県指定)、寛政2(1790)年40歳の頃、若しくは寛政4(1792)年42歳の頃に「菅田庵」、寛政9(1797)年には、大徳寺孤篷庵の焼失に伴い再建された孤篷庵(重要文化財)、現島根県庁の西側に所在した三之丸之内(御花畑)の妙喜庵、文化3(1806)年56歳のときの品川大崎下屋敷の11棟の茶室がその代表として挙げられる。

不昧は、晩年、その著書「茶礎」の中で「わが流儀立つるべからず」としたが、没後も家臣によって「不昧公御流儀」として継承され、明治維新後は、10代藩主松平定安から有澤家に対して、不昧流の継承を懇請され、そのため有澤家では、現在までこれを連綿と守り続けている。

また、「菅田庵」は、明治維新以降も有澤家の保存管理の努力によって継承されてきたので、不昧の茶の湯の考え方を知ることのできる最も象徴的な遺構として、その姿を今に伝えている。

○有澤家と菅田庵

有澤家の初代当主直玄^{なおはる}は、藩主直政公より月照寺御霊屋建造の残木を拝領して、この

地に古茶屋を建てたと伝えられ(註2)、山荘といっても最初はこの古茶屋だけで山小屋の程度だったらしい(註3)。「菅田村山荘之由来」(註4)によると、寛政4(1792)年になって、6代当主有澤^{かずよし}式善^{はるさと ふまい}の代に、7代藩主松平治郷(不昧)は、「総絵図」(指図)を作り庭園の地割から建物の配置に至るまでの全体計画とした。その計画に基づいて、「御成門」の手前右に古茶屋へ行くため山を削って「切通」を開き、御成道として「楓の馬場」を作り、四季の風情を楽しむため数種の植物で構成する「萩の台」を造成した。建物は、菅田庵、向月亭、御風呂屋が建築された。その内、向月亭とその庭は、不昧の弟衍親(雪川)の作と伝えられている(表2参照)。

表3 松江藩歴代藩主と有澤家 (※この年表は、有澤一男氏の御教示に基づいて作成した)

松平家	有澤家	年	内 容
1 ナオマサ 直政 (1601～1666)	1 ナオハル 直玄 (?～1674)	寛永15(1638)年	直政、出雲国を拝領する
∪	∪	不詳	直政、有澤直玄に菅田の山を与える
		正保4(1647)年	菅田に山荘(現在の古茶屋)を設ける
6 ムネツブ 宗衍 (1729～1782)	5 カズミチ 式通(一步庵宗伏) (1716～1776)		
	6 カズヨシ 式善(明々庵宗意) (1742～1810)	明和4(1767)年	治郷襲封
7 ハルサト(フマイ) 治郷(不昧) (1751～1818)		安永9(1780)年	治郷、松江殿町有澤家老邸内に明々庵建設
		寛政2(1790)年 或いは 寛政4(1792)年	治郷、菅田の山を造成し菅田庵を建設する
	7 カズヤス 式憲(止々亭宗山) (1779～1851)	文化3(1806)年	治郷致仕、不昧と公称
8 ナリツネ 斉恒 (1791～1822)			
9 ナリタケ 斉貴 (1815～1863)	8 カズノブ 式審(松濤庵宗閑) (1811～1891)	慶応2(1866)年	「菅田村山荘之由来」を著す
10 定安 (1835～1882)	9 カズツネ 式恒(菅田庵宗滴) (1856～1927)	明治4(1871)年	定安から不昧流の後事を託される
	∪	明治18(1885)年	明々庵を東京松平邸に移築
		大正6(1917)年	不昧公百年忌茶会が催される
		昭和3(1928)年	明々庵を菅田庵に隣接する「萩の台」に移築
∪		昭和3(1928)年	「菅田庵」が史跡及び名勝に指定される
	11 カズナリ 式也(菅田庵宗也) (1918～1943)	昭和11(1936)年	有澤式也、不昧流宗家襲名
		昭和16(1941)年	菅田庵が国宝に指定される
15 ナオシ 直寿 (1925～)		昭和24(1949)年	菅田庵保存修理工事を実施
	12 カズヤス 式保 (1934～2006)	昭和25(1950)年	菅田庵が重要文化財に指定される
	13 カズオ 一男 (1969～)	昭和41(1966)年	明々庵を松江赤山(現在地)に移築 不昧公没後百五十年祭が行われる



写真1 「菅田庵」航空写真(近景)と指定の推定範囲 (島根県教育庁文化財課提供)

これらの建物の完成時期については確定していない。澤島英太郎氏はその著書^(註5)の中で、瓢庵(弟 衍親)が有澤弑善の求めに応じ向月亭の額字を与え、その裏書が寛政2(1790)年春であることから、向月亭は菅田庵より2年ほど前の寛政2(1790)年春に完成していたと推察している。一方、中村昌生氏は、不昧公年譜や有澤家に伝わる小林如泥作の煙草盆の箱書きから、菅田庵と向月亭は一応、寛政4(1792)年2月～9月の間に建てられたと推定している^(註6)。これらの主要建物以外にも2棟の土蔵(2棟とも焼失)や主屋なども建てられたが、これらの建物がいつ建てられたかは、知る資料がない。なお、管理者の話によれば、江戸時代より、人を住まわせて管理させていたとのことであるので、現在、重要文化財と接続している管理用建物は、その遺構である可能性が高い。この建物は、菅田庵及び向月亭と接続しているため、史跡及び名勝指定地内に所在している。

これらの一連の建物および庭園は、建築されてから明治以降に至っても有澤家によって手厚く保護されてきたので、江戸時代末期における松平不昧の残した茶室庭園として貴重であることから、昭和3年(1928)、庭園を含む一帯が史跡及び名勝に指定された。これとは別に、現存する不昧の代表的茶室建造物として、「菅田庵及び向月亭 附御風呂屋」が昭和16(1941)年に国宝(文化財保護法の制定により重要文化財に改称)に指定されて現在に至っている。

(註1) 「松平不昧伝」上巻 松平家編輯部編纂大正6(1917)年4月

(註2) 「松江の茶室」岡田孝男著 昭和45(1970)年5月20日には、古茶屋の説明と古茶屋平面古図と写真が掲載されている。説明では「この古茶屋は、荒廃のため再建されたが大戦後再び荒廃し、東の主室と廻り縁だけ残して貸し家風に改造された」とある。

(註3) 古茶屋の位置は図2(P5)参照のこと

(註4) 慶応2年(1866)11月有澤弑審が、「山荘ノ由来別ニ記セシ品モナケレバ、予ガ幼年ノ折ヨリ聞覚タル儘ヲ書記シ子孫ニ傳フト云爾」と文末に書いたもの。

(註5) 「菅田庵」澤島英太郎 史跡名勝天然記念物保存協会『史跡名勝天然記念物』第14集 第8号 昭和14(1939)年

(註6) 「菅田庵と向月亭」中村昌生 『佛教芸術60』昭和41(1966)年

3) 「菅田庵」地内の各建造物の概要
[菅田庵] (図4の①、図5)

江戸時代後期、寛政2~4(1790~1792)年頃に建築された菅田庵は、入



図4 「菅田庵」に関する各呼称図

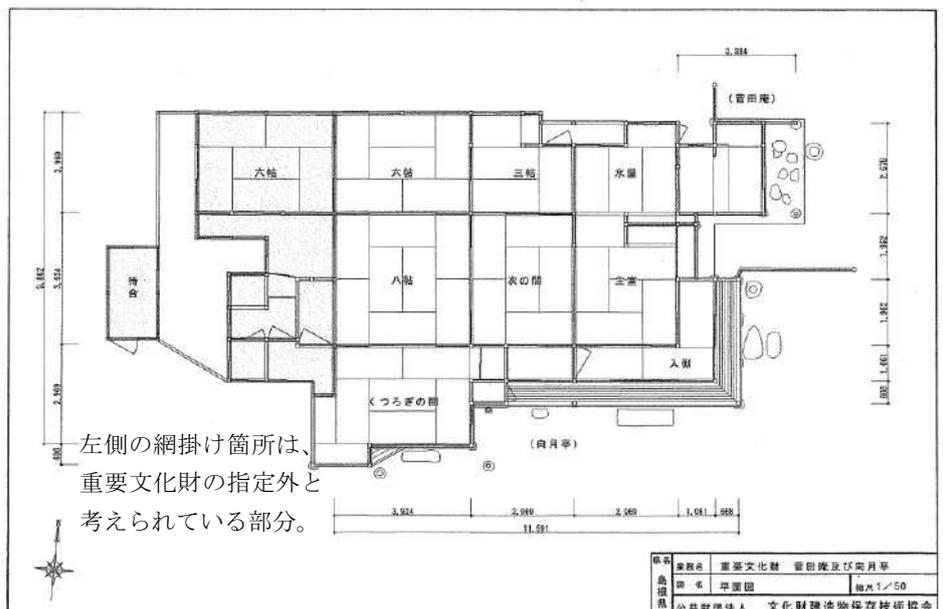


図5 菅田庵及び向月亭平面図(平成26年度作成)

母屋造の茅葺で妻を東向きに建てられている。妻に不昧筆の『菅田庵』の円形陶額を掲げ、前面には柿葺の庇を付け、その下に躡口、刀掛を設けている。席は一畳台目に中柱を入れ、中柱を立て、袖壁を作る。その中柱寄りには釣棚

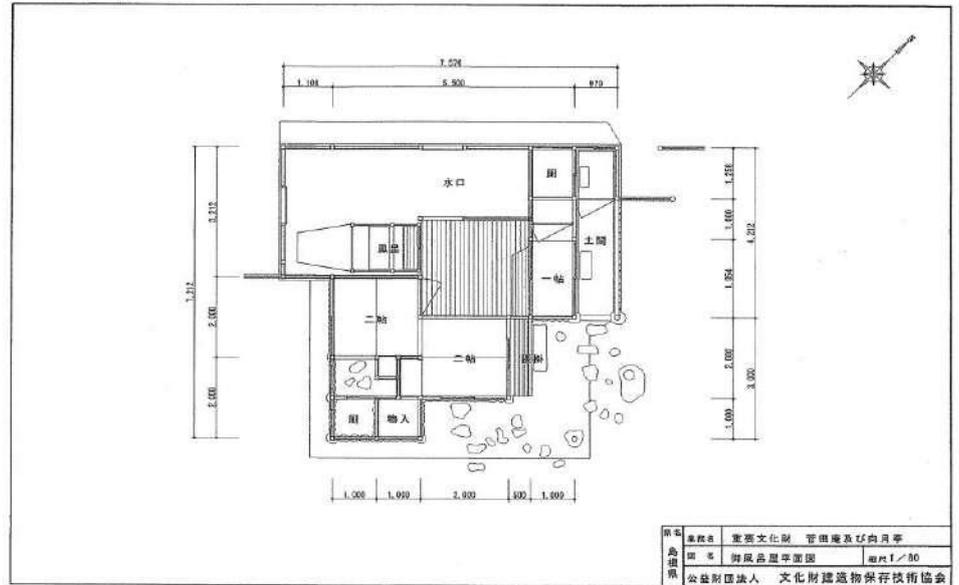


図6 附 御風呂屋平面図(平成26年度作成)

がある。炉は隅切り、床框付洞床の南側には丸窓が付いている。天井は低く、台目畳の上は網代の落天井になっており、薄暗い中に静寂な空間が作り出されている。台目畳からは水屋(3畳)に続き、さらに向月亭が続いている。

[向月亭] (図4の①、図5)

菅田庵と同時に建てられた向月亭は、茅葺屋根に柿葺の庇が付く。内部は4畳半台目に入側を廻し、細い竹を並べた竹縁が廻る。台目床は落天井とし、内切りの炉で、床脇には一間の地袋と天袋が付く。全体的に調和がとれた秀明な茶室である。

[御風呂屋] (図4の②、図6)

やや高台にある御風呂屋は、入母屋造の交差した茅葺屋根に柿葺の庇を廻す。庇内には腰掛があり飛び石も配する。内部は寄付2畳、脱衣1畳、蒸風呂と洗い場、着衣2畳に上下雪隠などから成り、蒸風呂の焚口及び土間が裏に付く。

このように菅田庵の一畳台目という極小な茶室は、流儀にこだわらない不昧の茶に対する考え方をよく示しており、その狭い茶室の空間をより広く見せるための、採光窓などの様々な工夫を随所に見ることができる。また、全国的にも、御風呂屋の付く茶室は珍しく、特筆すべき特徴と言える。

なお、図4の③は、図5のくつろぎの間の左の隣接箇所重要文化財指定外部分、④は管理用建物で同じく指定外である。ただし、③④とも史跡及び名勝指定地に含まれている。

4) 「菅田庵」の構成要素

現在、史跡及び名勝として指定されている範囲は、図7の赤で囲った箇所であり、各箇所の呼称については、図4の「菅田庵」に関する各呼称図に示した。

「菅田庵」の設計の考え方や作庭のための造成内容を知ることのできる史料としては、幕末に有澤式審(8代)が^{かずのぶ}残した「菅田村山荘之由来」が唯一であるため、この史料を元に著述された古い著作等から構成要素を考えるしかない。また、その古い著作等は、決して多くはないため限界はあるにしても、共通して「菅田村山荘之由来」

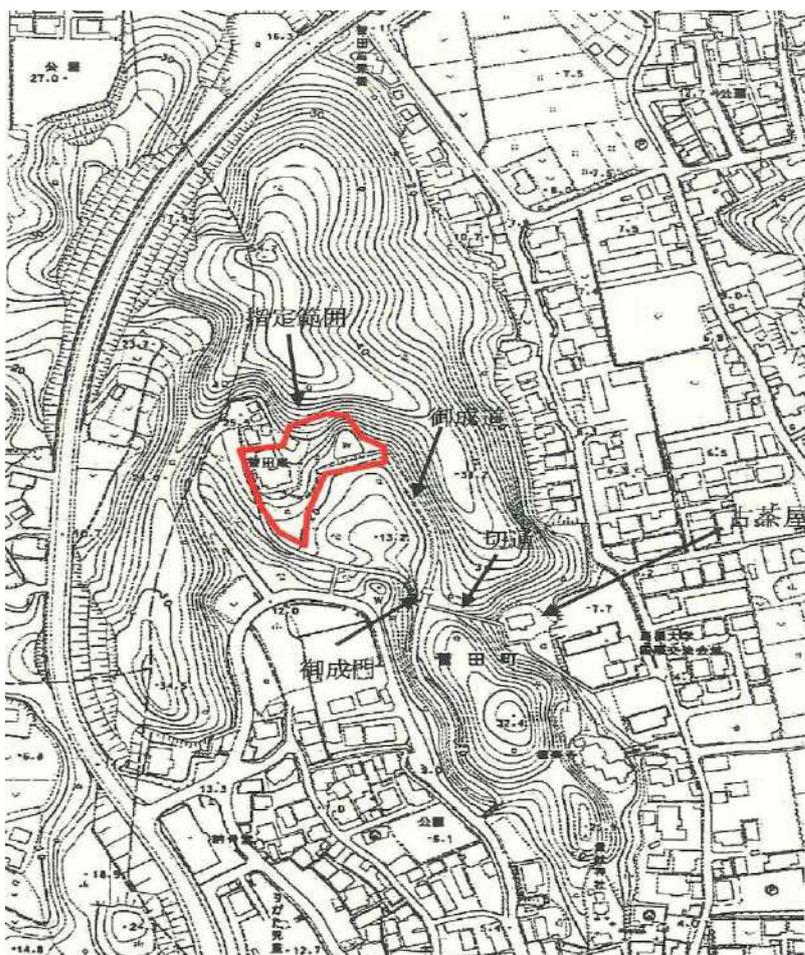


図7 「菅田庵」史跡及び名勝指定地及び周辺図

がその出典であり、その著作では「菅田庵」とその周辺の状況を重ね合わせて記述されていると考えられるので、それらを根拠として構成要素を考察することとする。

「菅田村山荘之由来」については、多くの研究者が「由緒書」と記して引用してきたため、それが史料の名称として誤解され今に至っているが、平成29(2017)年2月に所有者の史料調査によって再発見され、その冒頭に「菅田村山荘之由来」と記されているため、「由緒書」を改め「菅田村山荘之由来」とする。なお、その史料の引用については、澤島英太郎氏や中村昌生氏がその著書の中で、忠実に引用されているので、原書を書写したときの誤植と思われる文字のみを註で訂正したうえで、そのまま活用することとする。

有澤弑審(八代)が慶応二年に「山荘の由来ニ記セシ品モナケレバ 予ガ幼年ノ折ヨリ聞覚タル儘ヲ書記シ」たという「由緒書」^{註1}に次の如く記されている。

不昧公地面御見立アリテ思召ヲ以て寛政四子年(1792)二月 大役モノニ組被遣数日来テ開地トナレリ
切通シ萩ノ台両所モ同時ニ開カレシト也 御普請方ニ旧記留等委鋪有之 不昧公御総図^{註2}ニテ建物庭トモ出来 向月亭庭ハ瓢庵公^{註3}御好ナリ 後月潭公^{註3}ニモ御好アルトナリ モットモ風呂ヤ庭ハ明々君御造ノ由何レモ出来ノ年月旧記モナク不相知 弑善君ノ時ナリ

不昧公菅田庵ノ御筆一軸同御字形ノ額モ有 瓢庵公御筆向月亭額アリ 御原書モアリ

これによると、不昧は菅田村山荘に改めて地面を見立て、庭の景色を開いた。「秋ノ頃 萩、薄生ヒ繁リ 風ニシタガッテ壇ヲナシ 月光地ニ充テ白露玲瓏タリ 実ニ秋情ノ深ハコノ台ニ止マレリ」(由緒書)と叙された萩の台も不昧が開いたのであったらしい。(中略)現在、見学する人は有澤家の玄関脇からただちに向月亭の庭に入るのであるが、本来は下の茅葺の門から御成道を進むのである。即ち、楓の馬場を通り、萩の台を右にして池辺の道を辿り、坂を登るとやがて「御風呂屋」に至る。不昧は、鷹狩りの帰りに山荘に立寄り、ここで汗を流したという。

((「菅田庵と向月亭」中村昌生『佛教芸術』60 特集 山陰の美術 昭和41(1966)年4月 より))

— 中略 —

風雅な寄棟、柿葺の門をくぐり、「御成道」の砂利を履みしめつつ、楓馬場を過ぎ、・・・中略・・・右手に萩の台・・・中略・・・山懐ゆうすいの幽邃な池の堤を経て一寸した坂を登ると、正面に茅葺の屋根が見える。まず「くつろぎの間」に通され・・・中略。開けはなれた室から前庭とそれを限る低い阜月の刈込を隔てて、老松の間、「出雲富士東に聳え、津田の松原近く南に横たわり、大橋川の白帆、おもむろ でんちゅう徐に田疇の間を行く、誠に山陰の一仙寰せんかん(松平不昧伝)」と形容された佳景が一望の下に眺められる。

((「菅田庵」澤島英太郎 史跡名勝天然記念物保存協会『史跡名勝天然記念物』第14集 第8号 昭和14(1939)年より))

註1 「由緒書」は、原書では「菅田村山荘之由来」となっている。

註2 『佛教芸術』「菅田庵と向月亭」では、「不昧公御総図」となっているが原書は、「不昧公御繪図」。

註3 瓢庵公は、不昧の弟の衍親。月潭公は、8代藩主松平斉恒の号。

また、「菅田庵」澤島英太郎著の末尾の註3には、下記の記述がある。

由緒書^{註1}に「萩ノ台ハ秋ノ頃 萩、薄生ヒ繁リ 風ニシタガッテ壇ヲナシ 月光地ニ充テ白露玲瓏タリ実ニ秋情ノ深ハコノ台ニ止マレリ。ソノ邊今ハ樹木森々トシテ幼少ノ頃トハ其様カハレリ」とある。これによると慶応の頃、すでに相当当初とは萩の台の様子が変わっていたことがうかがわれる。

((「菅田庵」澤島英太郎 史跡名勝天然記念物保存協会『史跡名勝天然記念物』第14集 第8号 昭和14(1939)年 註3より))

この「菅田村山荘之由来」の内容は、幕末の菅田庵の状態を推察する好資料であるが、史跡の指定範囲が決定される上でも無関係ではないと考えられる。本来なら、「菅田村山荘之由来」に記された「萩の台」「楓の馬場」は、史跡及び名勝の構成要素とすべき部分と思われるが、それを敢えて含めなかったのは上記のように、本来の姿が相当失われていることや管理上の問題があるなど、それなりの理由があったと考えられる。

また、図8は、内務大臣地理課長からの依頼があって、史跡及び名勝指定の5か月ほど前に作成された指定平面図の元になったもので、同時に「明々庵」が書き込まれており、この図が作られた翌年の昭和3(1928)年に「明々庵」が東京四谷区元町の松平直亮邸から移築されたことから、「明々庵」移築の計画図も兼ねていたものと考えられる。岡田孝男著の「松江の茶室」の中には、向月亭の東方にある「萩の台」の隣地に「明々庵」が建てられたと記されており、それを裏付けている。この「明々庵」は松江市北堀町赤山に移される昭和41(1966)年までここに所在していた。

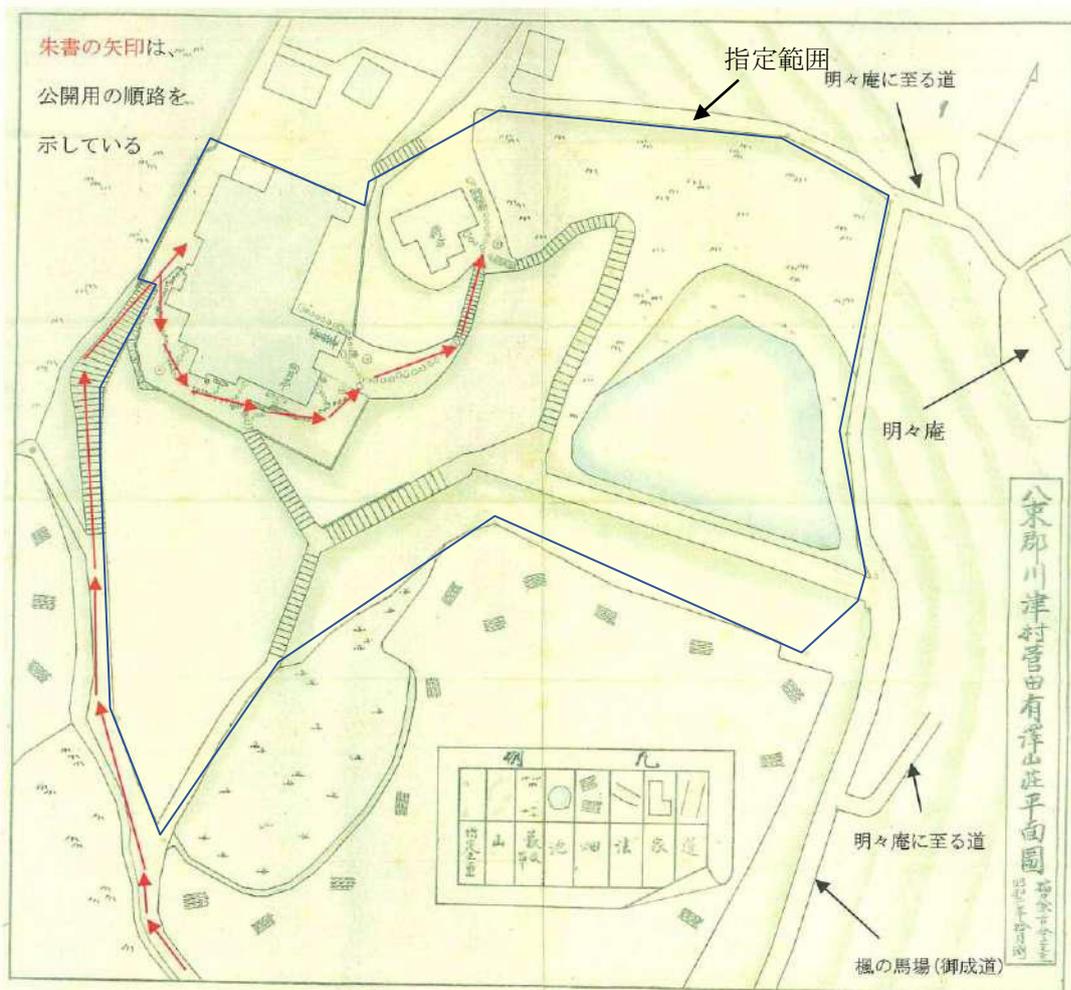


図8 指定前の有澤山荘平面図 昭和2(1927)年10月実測

※当時の平面図に公開用順路と明々庵移築位置を示した。

想像の域を越えないが、この「明々庵」移築のため、道の新設や台地の造成等、かなり史跡及び名勝周辺域に改変が加えられたことが考えられるので、このことも「萩の台」が指定範囲に含まれなかった理由であるのかもしれない(図8・9参照)。

それでは、「楓の馬場(御成道)」はなぜ指定地に含まれなかったのか、それぞれの著作を読むと多くが、本来の「菅田庵」へ至る道は、という書き方がなされており一般的な見学用の道は、本来の道とは古くから異なっていたことを知ることができる。即ち、見学者は、いきなり「くつろぎの間」の側の有澤家玄関脇から見学の許可を得て、向月亭の前庭に至り、菅田庵から御風呂屋を見学して、元の道をもどっていく(図8参照)。この順路は、最近まで継承されてきた見学順路でもあり、それは、広大な敷地に所在する「菅田庵」を所有者等で管理するための、やむを得ない措置であり、防犯・防火も考慮した上での順路設定であると理解できる。

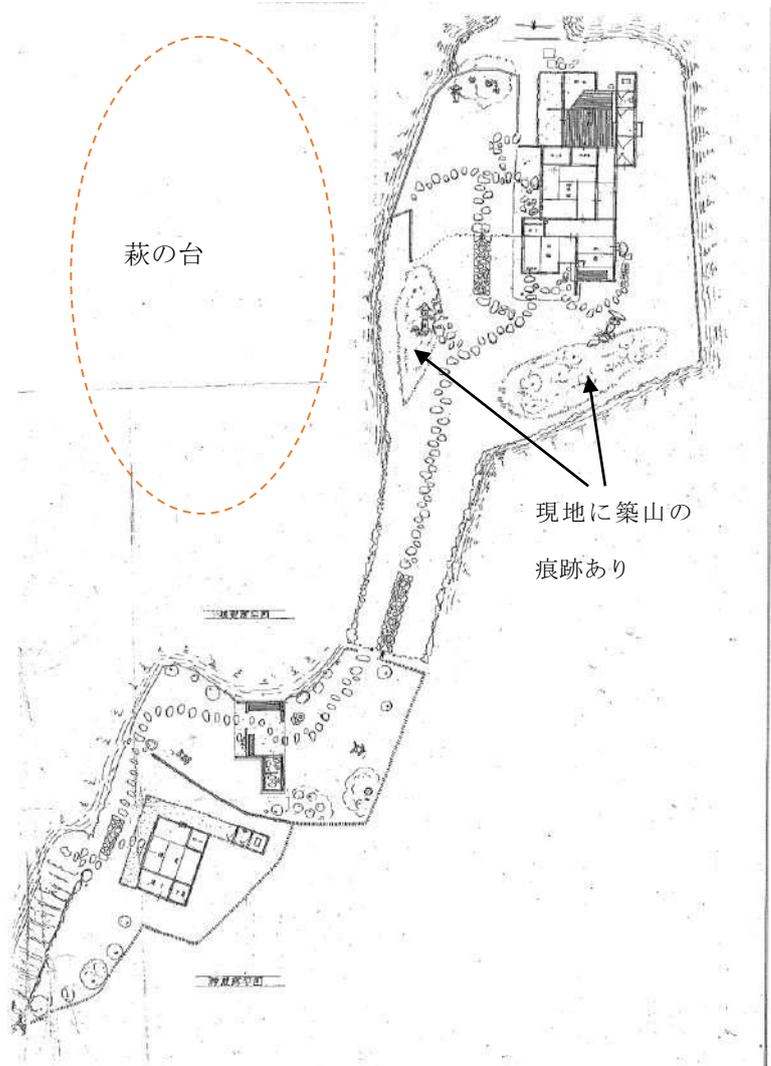


図9 昭和3(1928)年有澤山荘に移築された明々庵の図(作成年不明)

また、「不昧公と菅田庵」(有澤弼保著)には、菅田庵の維持管理の苦難の様子が記録されている。図8を見ると「楓の馬場(御成道)」の左側には広い土地が描かれおり、所有者が「菅田庵」を支えるための畑が、ここに所在した。これらのことから、畑地や明々庵移築のために改変された箇所を敢えて避け、今まで改変されず、今後も改変されないであろう範囲のみを指定地に設定したのではないかと考えられる。

なお、「切通」が指定範囲に含まれなかったのは、直政の頃から存在した可能性のある古茶屋が、既に一般住宅に様変わりして古茶屋の旧状を留めていないため、そこに至る通路として造成された「切通」は、「菅田庵」と併せて保存すべき一体的価値を失っていたからと考えられる。

松江市役所に保存されている昭和2(1927)年9月1日付の内務大臣地理課長から県知事宛文書によると、「史跡名勝不昧公茶庭に関する件照会」と表題し、本年7月中に本省の職員が調査したので、地籍調書・地籍図・実測図を提出するよう指示している。この文書によって、内務省の正式な調査を終え、おそらく所有者の意見も徴した上で、指定範囲が決定されたと想像することができる。

更に、菅田庵に接続する管理用建物については、昭和30年以前の写真でもその存在が確認できることや、管理者からの聞き取りから江戸時代に下人に管理させていた下人屋敷があったとのことで、昭和22～24(1947～1949)年度まで実施した修理の申請書にも、「向月亭と同時のもので一体の建物として 一中略一 共に保存しなければ菅田庵を保存する意味をなさない 一中略一 この際、同時に修理することとする。」と記されており、文部省からの許可も下りて一体的に修理されている。なお、昭和31(1956)年度に防火上の理由で、屋根を茅葺から瓦屋根に変更するための現状変更申請が提出され、修理前の写真も添付されていることから、改修前に復することも可能である。

このように見てきたが、本来「菅田庵」があるべき姿を想定し、本質的価値や歴史的価値の保存・継承を図っていくためには、史跡及び名勝に含まれなかった「楓の馬場」「萩の台」「御成門」「切通」「古茶屋」も構成要素として取扱い、更に「眺望」についても構成要素として捉え、その保存・管理、整備・活用の項に明記する必要がある。この構成要素をまとめると表4のようになるが、この計画では、表4の順にしたがって記述をしていく。また、本計画策定にあたって参考にした史料や刊行物等は、表5にまとめた。

表 4

◆「菅田庵」を構成する諸要素一覧（各呼称は 図2,4を参照）

「菅田庵」特有の価値を構成する諸要素			
要素の区分	「菅田庵」を構成する諸要素		
		史跡及び名勝指定地内	史跡及び名勝指定地外
① 「菅田庵」の本質的価値を構成する枢要の諸要素	(ア)史跡及び名勝を構成する歴史的建造物	菅田庵及び向月亭	
		附御風呂屋	
	(イ)庭園を構成する構造物等	造成地形	
		池	
		道	
		庭	
		門(中門3、池の土堤門1)	
		竹穂垣	
		建仁寺垣	
		延段	
		蹲踞(1)	
		飛石	
		沓脱石	
		灯籠(7)	
	手水鉢(3)		
	(ウ)庭園を構成する各主要素	御風呂屋露地	
		菅田庵露地	
		池辺の道	
			眺望
	(エ)庭園を構成する植栽等	サツキの生垣	
大刈込(カシ)			
コケ類			
庭園樹木(カシ、シャシャンボ、モッコク、カエデ、モミ、ヒサカキ、ドウダン、シイ等)			
② 「菅田庵」の歴史的価値を構成する諸要素		管理用建物	
			楓の馬場(御成道)
			切通
			萩の台
			御成門
			古茶屋
			周辺樹木群
③ その他の要素	(ア)文化財保存活用施設等		史跡及び名勝標柱
			文化財説明板
			見学者駐車場
			園路(御成門から菅田庵まで)
	(イ)管理施設・設備等		園路(駐車場から御成門まで)
			防災道路、ポンプ室、管理者駐車場、防災設備(放水銃1)
			便益施設(トイレ)
			管理施設(管理用門、柵塀類、埋設管、電柱類)
(ウ)その他		土蔵	

表 5

本計画策定で参考にした図書等 一覧

番号	書名(資料名)	著 者	出版年(製作年)等	内 容	出 版 社	備 考
1	菅田村山荘之由来	有澤弼審	慶応2(1866)年	菅田庵の設計者や時期、庭の作りなどについて、幼少期から聞覚えた内容を記述したもの。	—	多くの研究者が、「由緒書」と呼称してその著作で引用しているが、「菅田村山荘之由来」が正式な史料名。
2	松平不味伝	松平家編集部	大正6(1917)年	不味の事蹟を記したものだ。	大正6(1917)年 霽文社全3巻 大正7(1918)年 慶文堂再版 全1巻(3巻を1巻にまとめたもの)	非売品
3	「菅田庵を訪ふ」『瓶史』8巻所収	澤島英太郎	昭和12(1937)年10月1日 瓶史 8巻 秋の号	瓶史は庭園、建築、茶の湯、挿花の研究雑誌。	去風洞(発行所)	編輯人 西川一愚
4	日本庭園史図鑑第18巻	重森三玲	昭和13(1938)年3月	菅田庵の歴史的経緯と不味の茶に関する考え方について、昭和12(1937)年の詳細な実測調査の結果を踏まえて解説。	有光社	昭和11(1936)年～昭和14(1939)年 に全26巻を刊行
5	「菅田庵」『史蹟名勝天然記念物』第14集第8号所収	澤島英太郎	昭和14(1939)年	菅田庵の環境や庭、造営と建物の意匠・構造を紹介。	史蹟名勝天然記念物保存協会編	由緒書を引用している。その中で、 <u>慶応の頃は、既に萩の台の様子が変わっていた</u> ことを指摘している。当時の遠景写真を掲載している。 <u>御成門からの道を砂利敷きと記述している。</u>
6	近畿 茶室行脚	岡田孝男	昭和18(1943)年	近畿地方の茶室についての著作だが、P19の慈光院の写真と紹介文中に、「不味が遠山の眺めを向月亭に再現された」と紹介。	晃文社	
7	茶禅不味公	高橋竜雄(梅園)	昭和18(1943)年	本表番号2の「松平不味伝」の増補版。	宝雲舎	例言に、大正5(1916)年に松平家の依頼により不味伝3巻を編集し、後に慶文堂から一冊にまとめて刊行したが、震災によって版を焼失した。再び松平家から増補修正の依頼があったので修訂したとある。
8	「菅田庵と向月亭」『仏教芸術 特集山陰の美術』60所収	中村昌生	昭和41(1966)年	「由緒書」を引用し、菅田庵に至る本来の導線を解説。各建造物の構造を詳細に記述し、庭園と合わせて評価している。	佛教芸術学会編 60 毎日新聞社	
9	松江の茶室	岡田孝男	昭和45(1970)年	建造物を中心に記述。菅田庵については、壮年期の作のため茶室建築の細部まで精通していなかったため、全体を通じての意匠になっていない。と厳しい評価を与えている。菅田庵に至る本来の道順や、向月亭からの景観と前庭にも触れている。	茶室研究会発行 六稜舎(印刷所)	古茶屋の平面古図、写真を掲載し、かなり詳しい沿革や構造に関する記述もある。
10	茶匠と建築	中村昌生	昭和46(1971)年	松平不味の茶に対する考え方を中心に記述している。菅田庵については、自然地形をどのように活かして建物を配置し、庭やアプローチを作っていたかなど、個々の建物を詳細に記述するのではなく全体の構成からみた菅田庵について記述している。	鹿島研究所出版会	
11	不味流茶道手前教本	酒井瀟子(清風軒宗溪)	昭和47(1972)年	「菅田庵及び向月亭とその庭」と題して、菅田庵に至る順路を、写真的に記述している。	報光社	
12	日本庭園史大系 江戸中末期の庭(二)	重森三玲・重森完途	昭和47(1972)年	昭和11年から全国の庭園を調査。菅田庵は昭和12年に実測調査。詳細な実測図面に一本一本植栽も記録。	社会思想社	昭和46(1971)年～昭和51(1976)年 に全35巻を刊行
13	お茶のこころ	手銭白三郎	昭和54(1979)年	一文を紹介する「庭の景色が良すぎるとは茶室の中をさみしくする。茶室の中における企図せられた表現が、心の散漫によって、すなわち庭の景色に向けられて十分受け止められないことになる。庭は、下界から茶室への通路であり、茶室内の催しへの脇役である。」	河原書店	
14	わび茶と露地(茶庭)の変遷に関する史的考察-その6-石州・不味における露地の展開	浅野二郎・仲隆裕・藤井英二郎	平成2(1990)年	慈光院の茶室、露地、庭園及び借景と菅田庵のそれを対比することによって、わび茶における露地の効果を考察している。	千葉大学園芸学部学術報告 第43号	
15	不味公と菅田庵	有澤弼保	平成14(2002)	不味の茶の湯の精神と、その象徴的遺構である菅田庵を継承することになった経緯と、その後の維持管理の苦難について記述されている。	「松平不味と茶の湯」不味公生誕二百五十周年記念出版実行委員会編	

5) 「菅田庵」の価値について

「菅田庵」は松江市街地の北側にある眺望のよい広大な丘陵地の一角にある。この地はもともと松江藩家老有澤家初代織部直玄なおはるが藩主直政から拝領したもので、岡田孝男著「松江の茶室」によると「菅田庵」が造成される以前は、「菅田村山荘も最初はこの古茶屋だけで、ほんとうの山小屋の程度だったらしい。」とある。ここに、不昧の指示によって有澤家6代当主有澤弑善が現在に残る山荘としたものである。

この山荘には、菅田庵とその西側に隣接している向月亭、それと待合の役割を持つ御風呂屋があり、茶室を意識した庭づくりとなっている。

本来の山荘までのアプローチは、御成道を通るものである。まず、山門から道なりに進んでいくと「楓ノ馬場」を過ぎ、「萩の台」を右手に見て「池辺の道」を通り、ゆるい坂道を登り切ると、御風呂屋に辿り着く。そして、客は先ず、この風呂で汗を流してから茶室に入る。御風呂屋から石段を下ると、菅田庵の露地である。露地の東側は高い植え込み、南側は高い建仁寺垣を配し、周辺の眺望から遮断された空間になっている。決して広くはない平庭に小ぶりの飛石を打ち、その周りに最小限の庭木を配し、内露地としての役目を果たしている。

一方、向月亭の庭はこの座敷の前面に広がる。平庭には広く砂を敷き、灯籠までは一切の植栽をせず、その中に延段と飛石が配されており、サツキの低い刈込みの生垣で囲む。短冊形の延段は太い丸竹を両側に置き、霰石を敷詰めており、座敷の南側に設けられている竹縁、沓脱石と並行に置かれ、この庭のアクセントにもなっている。また、延段からは飛石を伝って菅田庵の中門まで続くことから、外露地としての機能も併せもつ庭と言える。

前庭からは、東と南の眺めが見渡せ、現在は大きく伸びた樹木に遮られているが、眼下には大橋川、遠くには出雲富士(大山)を望む格好の場所でもある。さらに、向月亭西側のくつろぎの間に続く前庭は同じようにサツキの低い刈込みを配し、その外側の傾斜面の地は平たく大刈込みを施している。

松平不昧は、「菅田庵」の全体計画(総絵図)を作るにあたって、片桐石州の慈光院(奈良県大和郡山市)を参考にしたと伝えられている。慈光院は、生垣や土塁を多用して外界との関係を断つような工夫が凝らされている。しかし、一旦茶室から書院に出ると広い眺望が開けており、「菅田庵」の設計の参考になったという伝承に頷ける。なお、外界からの関係を断つ手法は、「菅田庵」のほうがより徹底していると感じられる。それは、論文や著作の多くが触れている正式な順路によって辿る「菅田庵」までの道筋が、一切の眺望を断った山の道であり、それが待合としての機能を有する御風呂屋を経て、向月亭に至ると一気に開け、雰囲気が一変するからである。慈光院が、そこまで極端な

演出になってはいないのは、禅寺の機能も有しているからと考えられる。



写真2 慈光院の門へ至る坂道。全体的に生垣を多用している。(※写真2～6まで平成27(2015)年7月撮影)



写真3 楼門に至る参道も静寂の中にある。



写真4 慈光院書院からの眺望 左奥に茶室高林庵に至る露地門が見える。



写真5 緑の奥に茶室高林庵がある。茶室へ至る露地及び茶室からの眺望は、完全に断たれている。

写真6

茶室「高林庵」内部

手前が2畳の控えの間、奥が2畳台目の茶室。控えの間と亭主床から通路(茶道口)がのびており、茶室「閑」に至る。



「わび茶と露地(茶庭)の変遷に関する史的考察」(表5参照)の中で、「御風呂屋から石段をおりれば、そこは菅田庵の露地である。露地は南を高い建仁寺垣で、また東は高い植え込みで殊更に眺望を遮り、御風呂屋からの眺望とは全く別の世界を作り出していた」と記され、また、「お茶のこころ」(表5参照)の中では手銭氏が、「庭の景色がよすぎることは茶室の中をさみしくする。茶室の中における企図せられた表現が、心の散漫によって、すなわち庭の景色に向けられて十分受け止められないことになる。庭は外界から茶室への通路であり、茶室内の催しへの脇役である。」とあり、茶室「菅田庵」と露地と庭に対する考え方を良く説明している。

3. 文化財保護の経緯(保存の履歴)

重要文化財である建造物の記録に残る本格的な修理は、昭和22~24(1947~1949)年度に半解体修理を実施したが、それ以後は、部分的な修理は行ったものの根本的な保存修理は、行っておらず、平成27(2015)年度から4カ年度をかけて実施する半解体修理は、66年ぶりである。

なお、「菅田庵」とその周辺地に関する保存履歴は、表6に示すとおりである。

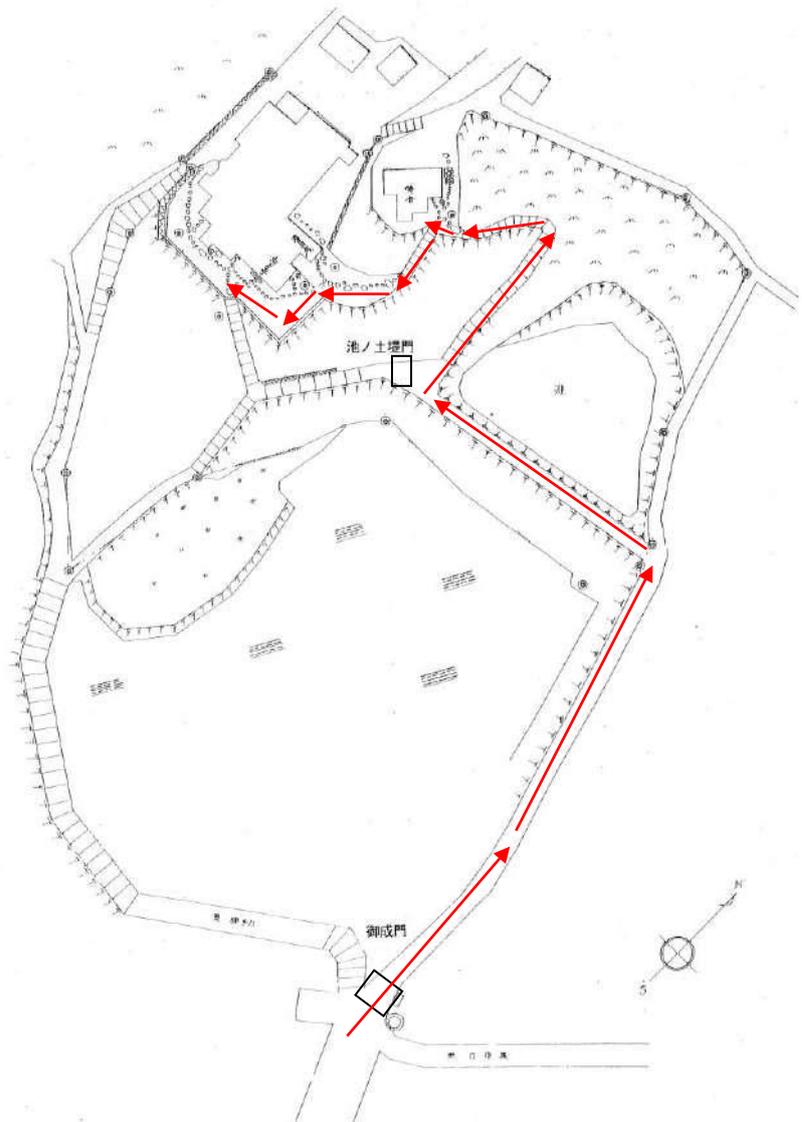


図10 文献等に見る菅田庵に至る正式な順路図

表 6

「菅田庵」関連保存修理等履歴一覧

年度	西暦(年度)	事業区分	事業種別	事業者	箇所	概要
昭和12～15年	1937～1940	保存施設	国庫補助事業	合併により川津村から松江市に変更	史跡・名勝	標識・注意札・境界標建設
昭和17年	1942	保存施設(災害復旧)	国庫補助事業	松江市	史跡・名勝	楓の太木倒壊により損傷した池の土堤門を改築
昭和22～24年	1947～1949	半解体修理	国庫補助事業	所有者	菅田庵・向月亭・御風呂屋・管理用建物	くつろぎの間・御風呂屋庇、御風呂屋無双窓を旧状に変更 屋根、木工事、附属屋30坪 菅田庵・向月亭は半解体修理 御風呂屋は全面解体修理 管理用建物、通路の門、石垣の修理。御勝手廻りその他は、有澤家の保存図により旧に復す
昭和24年	1949	維持修理	国庫補助事業	松江市	史跡・名勝	露地門、建仁寺垣、四ツ目垣、飛石修理
昭和28年	1953	石垣修理	不明	松江市	史跡・名勝	向月亭前庭西南隅石垣修理(3月1日崩壊、3月5日着工3月13日竣工)
昭和29年	1954	防災施設	国庫補助事業	所有者	菅田庵・向月亭・御風呂屋	自動火災報知器、ガソリンポンプ、小型消火器設置
昭和40年	1965	災害復旧	国庫補助事業	所有者	史跡・名勝	災害復旧による池辺の道補修、池護岸、灌木補植工事
昭和41年	1966	保存修理	国庫補助事業	所有者	菅田庵・向月亭・御風呂屋 史跡・名勝	菅田庵・向月亭・御風呂屋屋根葺替、壁土塗替、一部軸部繕い、建具補修、畳修理、露地門屋根修理、サツキ補植
昭和51年	1976	防災施設	国庫補助事業	所有者	菅田庵・向月亭・御風呂屋	自動火災報知器、避雷針設備
昭和51年	1976	保存修理	国庫補助事業	所有者	菅田庵・向月亭・御風呂屋	屋根葺替、部分修理等(叩土間、雨樋、壁、防腐処理)
昭和57年	1982	保存修理	国庫補助事業	所有者	菅田庵・向月亭・御風呂屋・露地門・向月亭西北下屋・露地門東側南北板塀	菅田庵・向月亭・御風呂屋屋根葺替、部分修理、露地門修理、向月亭西北下屋露地門東側南北板塀保存修理
昭和57年～59年	1982～1984	防災施設	国庫補助事業	所有者	菅田庵・向月亭・御風呂屋	消火設備、消火栓設備、貯水槽ポンプ室、消防用道路・駐車場、防蟻処理
昭和63年	1988	き損復旧(災害復旧)	所有者単独事業	所有者	史跡・名勝	史跡内:管理用建物玄関廻り補修、くつろぎの間前庭西石垣修理 史跡外:石段・石垣・植栽補修
平成3年	1991	保存修理(災害復旧)	国庫補助事業	所有者	菅田庵・向月亭・御風呂屋	屋根葺替、部分修理
平成3年	1991	保存修理(災害復旧)	国庫補助事業	所有者	史跡・名勝	竹穂垣・建仁寺垣修理、庭園荒廃復旧
平成7年	1995	保存修理	国庫補助事業	所有者	史跡・名勝	史跡内南西側の石垣解体修理、待合の解体修理
平成10～11年	1998～1999	保存修理	国庫補助事業	所有者	菅田庵・向月亭	屋根葺替・部分修理
平成13年	2001	保存修理	国庫補助事業	所有者	史跡・名勝	竹穂垣・建仁寺垣修理
平成14年	2002	保存修理	国庫補助事業	所有者	向月亭・御風呂屋	向月亭は屋根葺替 御風呂屋は屋根葺替、建具補修
平成16年	2004	周辺環境整備	市単独事業	松江市	御成門(史跡外)、園路整備(史跡外)	御成門:屋根張替 園路整備、案内板屋根張替、資材庫設置
平成19年	2007	保存工事	市単独事業	松江市	菅田庵・向月亭	仮設保護屋根設置
平成25年	2013	保存工事	市単独事業	松江市	御風呂屋・御成門(史跡外)	御風呂屋:仮設保護屋根設置 御成門:修復(H24強風で倒壊)
平成27年～31年(予定)	2015～2019	保存修理	国庫補助事業	所有者	菅田庵・向月亭・御風呂屋	半解体修理
平成28年	2016	計画策定	市単独事業	松江市	史跡及び名勝 菅田庵保存活用計画	史跡及び名勝整備のための計画策定
平成29年～31年(予定)	2017～2019	実施計画策定及び保存整備工事	国庫補助事業	所有者	史跡及び名勝 菅田庵保存整備事業実施計画の策定、保存整備工事	実施計画策定後、菅田庵・向月亭・御風呂屋の半解体修理と並行して可能な箇所から保存整備を実施する